

山梨県告示第二百八十三号

次の事件を付議するため、臨時県議会を平成二十四年八月七日山梨県議会議事堂に招集する。

平成二十四年七月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 山梨県議会議会運営委員の定数変更の件

一 山梨県議会議会運営委員の選任の件

一 山梨県知事、副知事の給料及び旅費条例及び山梨県知事等の給料の特例に関する条

例中改正の件

平成24年8月臨時県議会提出予定案件について

- I 8月臨時県議会は、8月7日に招集することとし、
本日、招集告示を行ったところである。

○ 提出案件は、条例案 1件 の予定である。

II 条例案について

- 知事の給料の減額を行うため、
**「山梨県知事、副知事の給料及び旅費条例 及び
山梨県知事等の給料の特例に関する条例中 改正の件」**
を提出することとした。

《削減の内容》

- 給料月額を10分の1減額している現行の措置に加え、平成24年8月1日分から1年間、10分の2を減額する措置を講ずるものであり、合わせて10分の3の減額となる。

平成24年8月臨時県議会提出予定案件

(議決案件)

1 山梨県知事、副知事の給料及び旅費条例及び山梨県知事等の給料の特例に関する条例中改正の件

知事の給料月額を10分の1減額している現行の措置に加え、平成24年8月1日分から1年間、10分の2を減額する措置を講ずることとする。

<公布の日から施行>